



CY Newsletter vol. 22

2022 3 28

フィリピン公共サービス法の改正による 外資規制の緩和

弁護士 栗林康幸 フィリピン弁護士 ロデル・モリナ

2022 年 3 月 21 日、フィリピンの公共サービスに関する外資規制を緩和する「連邦法第 146 号別称公共サービス法を改正する法律」(共和国法第 11659 号)¹が成立しました。

1987 年フィリピン憲法第 12 条第 11 項 ²は、「公益事業 (public utility)の運営に関する営業免許、証書、その他の認可は、フィリピン国民及びフィリピン法に基づいて設立されその資本の少なくとも 60%をフィリピン国民が所有している企業または団体以外には付与されない」と定めています。他 方、1936 年に (フィリピン)連邦法 (Commonwealth Act) 第 146 号として制定された「公共サービス法」 (Public Service Act、以下「PSA法」)は、公共サービスを管轄する公共サービス委員会 (Public Service Commission)の権限を定めており、公共サービスを行なうには同委員会の認可が必要となっています。しかし、改正前の PSA 法は「公益事業 (public utility)」を明確に定義することなく、代わりに「公共サービス (public service)」という概念を用いて、この「公共サービス」に、一般運送、鉄道、路面鉄道、地下鉄電動車両、港湾運送、汽船、フェリー、水上オートバイ運送、造船、引上船台、船舶修理、埠頭、船渠、運河、公設市場、灌漑システム、ガス、電灯、熱電供給、上水・水力供給、石油、下水道システム、電気通信システム、有線・無線通信システム、有線・無線放送局、その他類似の公共的サービスを含むものとし ³、かかる「公共サービス」について外資の出資上限を40%とする規制をかけていました ⁴。その結果として、改正前の PSA 法は広く公共的な事業に対する外資の参入規制となってきました。

フィリピン議会は、改正前の PSA 法が経済のグローバル化や技術革新による経済状況の変化に対応していないことから、同法の改正案を審議してきましたが、上院で可決された法案第 2094 号と下院で可決された法案第 78 号との間に齟齬が生じたため、議会は両院協議会(Bicameral Conference Committee)を開催し、同協議会は、2022 年 2 月 2 日、上院法案第 2094 号と下院法案第 78 号の間の矛盾する条項を調整し、この 86 年前に制定された PSA 法について時代のニーズに対応した変更を提案する報告書を承認しました。これを受けフィリピン上院及びフィリピン下院は、2022 年 2 月 2 日、それぞれ同報告書に基づく法案を承認しました。この両院協議会で調整さ

シティユーワ法律事務所

 $^{^1}$ An Act Amending Commonwealth No. 146, Otherwise Known As The Public Service Act, As Amended (Republic Act No. 11659)

 $^{^{2}\,}$ The Constitution of the Republic of the Philippines, Article XII, Section 11

³ PSA 法第 13 条(b)

⁴ 改正前の PSA 法第 16 条(a)





れ両院で改めて承認された法案(reconciled bill)は大統領に送られ、ドゥテルテ大統領が 2022 年 3 月 21 日これに署名したことにより、連邦法第 146 号別称公共サービス法を改正する法律(共和国法第 11659 号)として成立しました。

この改正 PSA 法において、憲法上 40%の外資出資上限規制がかかる「公益事業(public utility)」は、以下のいずれかの事業を公共の用に供するために運営、管理または統制する事業を指すことが明確にされました 5 。

- 1. 配電
- 2. 送電
- 3. 石油および石油製品のパイプライン輸送システム
- 4. 水のパイプライン配水システムおよび廃水パイプラインシステム(下水道パイプラインシステムを含む)
- 5. 海港
- 6. 公共交通車両

そしてかかる「公益事業(public utility)」に該当しない公共サービス(public service)事業については、外資出資上限規制は撤廃され、他のいかなる法律においても、関係行政機関によって国籍要件が課されることはなくなり、100%外資出資の事業が認められることになりました。例えば、電気通信事業や航空会社などは、「公共サービス」ではあっても、「公益事業」には分類されないことになり、外国人・外国会社の100%所有が認められるようになります。(但し、国家安全保障の見地から、大統領は外国人または外国企業に直接的または間接的に支配権を与えることになる合併または買収取引、あるいは公共サービスへの外国資本の投資を差止めまたは禁止することができ、この点に関するルールが国家経済開発庁(National Economic and Development Authority (NEDA))によって定められる予定です。また、公共サービス事業における外国人の雇用については、ある職種について当該職種に対応できこれを希望するフィリピン人がいないことを確定した後に初めて外国人を雇用することができるとされています。)

ラモン・ロペス貿易産業省は、この改正により、公共サービスの提供者間における競争を起こし、サービスの価格低下と質の向上をもたらすことになるだろうと表明しました。また、フィリピンの通信大手 PLDT のマニュエル・V・パンギリナン会長は、通信事業は資本集約的なビジネスであることから、外国からの投資は地元の通信事業者にとって大きな助けであると述べています。9

■お問い合わせは、下記弁護士までご連絡ください。 栗林康幸 シティユーワ法律事務所 パートナー弁護士 yasuyuki.kuribayashi@city-yuwa.com

⁵ PSA 法第 13 条(d)

⁶ 連邦法第 146 号別称公共サービス法を改正する法律(共和国法第 11659 号)第 23 条

⁷ 連邦法第 146 号別称公共サービス法を改正する法律(共和国法第 11659 号)第 25 条

^{8 2022} 年 2 月 7 日、貿易産業省のニュースリリース

⁹ Richmond Mercurio "MVP welcomes Public Service Act amendments" (The Philippine Star, February 6, 2022)